

協議第 6 号

新市の名称について（協定項目 3）

大平町・岩舟町・藤岡町 3 町合併後の新市の名称について、次のとおり提案する。

新市の名称については、「新市名称募集要領」及び「新市名称選定基準」を定め、3 町町民からアイデアを募集し、協議会で決定する。

平成 1 5 年 9 月 2 9 日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会  
会 長 鈴 木 俊 美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	3 新市の名称	関係項目	
調整の内容	新市の名称については、「新市名称募集要領」及び「新市名称選定基準」を定め、3町町民からアイデアを募集し、協議会で決定する。		

留意事項	先進事例	備考
<p>新市名は、住民のニーズや歴史的地理的背景、3町の首長や議会の意向等をふまえ、総合的に決定する必要がある。新設合併の場合、現在の町の法人格の全てが消滅し、新たな市として1つの法人格が発生するため、新市の名称を新たに定める必要がある。</p> <p>名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができる。もちろん、現在の名称を使用することもできる。</p> <p>従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものが多かったが、最近では、その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多い。</p>	<p><b>あきる野市</b> 合併協議最大の難問であった。旧秋川市の委員から、秋川の名前も捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話し合いを進めようという提案がされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったため、なかなか決まらない状況だった。</p> <p>小委員会において住民アンケート、東京都知事一任等の案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致をみずに小委員会は解散。最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。</p> <p><b>西東京市</b> 住民公募の後、小委員会を設置して10点まで絞り込みを行うこととした。応募は市内在住者に限定することなく、応募はがき、電子メール、FAX等により幅広い参加をお願いし、多くの応募があった。</p> <p>選定は困難を極めたが、地理的イメージ、地域的特徴、歴史・文化、市民の理想表現、合併記念、その他の分類で絞り込みを行った。それを協議会では委員全員で無記名投票を行い5点まで絞り込んだ。さらに、市民意向調査を実施し、市民の投票数をもっとも多かった「西東京市」に決定した。</p>	

留 意 事 項	先 進 事 例	備 考
	<p><b>篠山市</b>  任意協議会で新市町村の名称を「篠山」を入れたものとする  ことは決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイ  ディアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長  会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果、一体感醸  成の観点から最終的に決定した。</p> <p><b>あさぎり町</b>  一般公募の後、小委員会を設置した上で5点まで絞り込み、協  議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は町村  内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等  により幅広く参加を呼びかけた。その結果、3,981件に及ぶ  応募があった。  応募の中から「新町名候補選定小委員会」で5点に絞り、協議  会に提出し審議したところ、全員一致で「あさぎり町」を新町名  として決定した。</p> <p><b>さぬき市</b>  7月24日開催の第4回合併協議会において、5町で実施した  住民アンケート調査の最終結果の内容及び第3回合併協議会時に  意見として確認された各町10案の名称を提出し、総合的な見地  から慎重に協議を行った結果、下記の選定理由で新市の名称は「さ  ぬき市」とするということで確認した。  ・香川県の旧国名であり、さぬきうどんや讃岐平野などに表さ  れるように、全国的にも知れ渡った知名度を有する。  ・住民アンケート調査10傑においても、5町総合の上位に位  置し、5町の小中学校等の若者に対するアンケートにおいて  も、「さぬき市」がふさわしいとする意見が多かった。  ・新市における住民の一体感の醸成、産業・観光振興等のまち  づくりにおいても、最も合併の効果を活かせる名称である。</p>	

# 新市名称募集要領

## 1 募集の目的

- ( 1 ) 合併に対する住民の関心を高める。
- ( 2 ) 合併問題に対する住民参加の推進を図る。
- ( 3 ) 広く新市名を募集することにより、幅広い意見の集約を図る。

## 2 募集の内容

合併新市にふさわしい市名を募集する。

## 3 募集の方法

次の内容により、募集を行う。

### ( 1 ) 応募資格

大平町、岩舟町、藤岡町のいずれかに応募時点で住所を有するもの。

### ( 2 ) 応募方法

応募は次に掲げるいずれかの方法による。一人何点でも応募可能とするが、同一人による同一名称の応募は1点限り有効とする。なお、用紙1枚につき1点の応募とする。

応募用紙

官製はがき

ファックス

電子メール

応募の際には、必要事項として、新市名及びその理由、住所、氏名、年齢、電話番号を明記することとする。

### ( 3 ) 賞品

賞品の贈呈対象者等については次のとおりとする。

贈呈対象者

賞品の贈呈対象者は、新市の名称として採用された名前を応募した10名の者とする。なお、該当する者が10名を越えた場合は、抽選により決定するものとする。

賞品

アイデア賞「全国共通商品券20,000円」

賞品贈呈者の発表

協議会において、新市名が決定された後、合併協議会だより、各町の広報紙及びインターネットホームページ等を通して発表する。

( 4 ) その他

新市名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用することとし、漢字の場合は、「ふりがな」を振ることを明記する。

**4 募集期間**

平成15年11月1日(土)から平成15年11月30日(日)までとする。

**5 広報活動**

募集期間中、合併協議会だより、各町の広報紙及びインターネットホームページ等での広報活動を行う。

**6 応募作品の位置づけ**

原則として、応募されたものの中から新市名を決定することとする。

また、応募された名称ごとの応募数は、新市の名称の候補選定及び新市の名称の決定に当たっては、影響を及ぼさないものとする。

なお、応募作品に関する一切の権利は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会に帰属します。

**7 新市名の決定方法**

合併協議会において別に定めた選定基準に基づき、協議会での協議により新市名を決定する。

## 新市名称選定基準

### 1. 選定基準

新市名の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、及び の条件を満たしている作品の中で、 から の条件の1つ以上に該当する名前とする。

既存の市名にない名前（原則基準）

（既存の市名と読みが同じでも表記が異なるものは、これに該当する。）

協議会を構成する3町名と同じでない名前（原則基準）

（例：大平市、岩舟市、藤岡市など、ひらがな並びにカタカナも同様。）

本地域が地理的にイメージできる名前

本地域の特徴を表す名前

本地域の歴史・文化にちなんだ名前

本地域を対外的にアピールできる名前

本地域の知名度が向上できる名前

住民等の理想・願いにちなんだ名前

その他、新市としてふさわしい名前

### 2. 選定方法

新市名は、小委員会において応募作品の中から新市名としてふさわしい候補名を選定し、これを協議会に報告して、協議会での協議により新市名を決定する。

### 3. 募集作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。

### 4. 選定にあたっての留意点

応募数は、新市名の候補選定や新市名の決定に当たっては、影響を及ぼさないものとする。

新市名の選定に当たっては、その名称を応募した理由について、十分留意するものとする。

# 新市名称選定方法

(新市名のアイデア募集準備から新市名称決定に至るまでのフロー)

